

質問・回答内容

No.	該当資料名	項	質問事項	回答内容
1	町有地活用公募型プロポーザル事業実施要項	3	「2. 既存建築物の概要」の件で、照明器具の取扱いについてご教示ください。	照明器具については、原則、町が取り外して撤去を行います。撤去を行う時期については、買受人と別途調整いたします。 なお、支柱については現状有姿で買受人に引き渡しとなります。
2	町有地活用公募型プロポーザル事業実施要項	11	(4) 情報公開には「応募者が提出した書類に係る著作権は応募者に帰属するが、八重瀬町情報公開条例に基づき、情報公開を行う」とありますが、当該書類の一部に応募者が営業秘密等であると認定する情報が含まれる場合は、八重瀬町役場と協議し、当該情報は非公開となるかご教示ください。	応募者が営業秘密等であると認定する情報について、八重瀬町情報公開条例第7条第1項第3号の規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」に該当する場合は、応募者と本町が協議の上、非公開とすることができます。
3	町有地活用公募型プロポーザル事業事業者選定基準	3	プレゼンテーションの実施予定日等の詳細をご教示ください。	プレゼンテーション・ヒアリングの実施予定日等については、次のとおりです。  日時：令和6年5月8日（水）午前10時～ 場所：八重瀬町役場2階会議室④⑤ 所要時間：1者30分（プレゼン20分・ヒアリング10分）程度 ※参加表明書・書類審査受付後、改めて日時等をメールで通知します。
4	町有地公募型プロポーザル事業に関する応募様式集	14	「様式8号（提案書提出届）」の見積書（様式第9号の7）の書式をどのようにすればよいかご教示ください。	見積書（様式第9号の7）については記載誤りのため削除します。
5	無し		来年度から発生する固定資産税の参考情報をご教示ください。	令和6年度の近傍宅地の1平米当たりの評価額（19,110円）から算出した固定資産税額は2,902,800円となります。
6	無し		土地購入後、工事着手までの期限は設けられていますか、期限がある場合は何年以内に着工しなければならないかをご教示ください。	工事着手までの期限は設けていませんが、土地の有効活用を図る観点からも土地購入後は概ね3年以内に着工をお願いします。